

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月27日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第6号

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法等施行細則
の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法等施行細則（令和5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第14号及び様式第22号中「、健康保険証」を「、資格確認書」に、「・健康保険証」を「・資格確認書」に、「健康保険の被保険者証」を「資格確認書」に改め、「、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法等施行細則様式第2号、様式第14号及び様式第22号による用紙は、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。